

高齢者虐待防止のための指針

由利本荘医師会病院介護医療院

居宅介護支援センター

訪問看護ステーション

訪問リハビリテーション

1. 由利本荘医師会病院介護医療院、居宅介護支援センター、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション（全てを合わせて以下、当院介護部門）における虐待の防止に関する基本的考え方

高齢者に対する虐待は、高齢者の尊厳を脅かす深刻な事態であり「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に示す通り、その防止に努めることはきわめて重要である。介護保険法が掲げる「尊厳の保持と自立支援」という目的を達成し、虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応等に努めるとともに、虐待が発生した場合には適正に対応し再発防止策を講じる。そのための具体的な組織体制、取り組み内容等について本指針に定める。

また、職員による虐待に加えて、高齢者虐待防止法が示す養護者による虐待および、セルフ・ネグレクト等の権利擁護を要する状況、ならびに虐待に至る以前の対策が必要な状況についても、「虐待等」として本指針に基づく取り組みの対象とする。

2. 高齢者虐待の定義

1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じる、または生じるおそれがある暴力を加えること。また、正当な理由無く身体を拘束すること。

2) 介護・世話の放棄放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食、または長時間の放置、その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を怠ること。

3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、または高齢者にわいせつな行為をさせること。

5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、その他該当高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待防止検討委員会と組織に関する事項

1) 虐待防止検討委員会の設置

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合にはその再発を確実に防止するための対策を検討することを目的として「由利本荘医師会病院介護部門虐待防止検討委員会（以下、委員会）」を設置する。

2) 委員会の組織

委員会の構成員は院長（施設長）、事務局長、総看護師長、当院介護部門のサービス提供責任者、医師、他職種の代表者（由利本荘医師会病院職域代表者会議出席者）とする。

委員会の責任者は院長（施設長）が務めることとする。

副委員長を当院介護部門サービス提供責任者が務める。

各構成委員の役割は以下の通りとする。

- ・ 院長（委員長）
委員会の最高責任者として、虐待防止に関する措置を適切に行う。
- ・ 事務局長
外部機関への届け出を行う。
委員会に参加し、虐待の発生・防止に意見を発言する。
- ・ 当院介護部門サービス提供責任者（副委員長）
委員会の実務担当者として、虐待防止に関する措置を適切に行う。
虐待発生の報告を受けた場合は臨時に委員会の招集、会の進行を行う。
委員会開催時の記録を持ち回りで行き、コピーを配布し、各部門での周知を行う。
上記記録の原本は介護医療院で保管する。
- ・ 総看護師長、医師、他職種の代表者
上記委員は、委員会に参加し、虐待の発生・防止に意見を発言する。

3) 委員会の開催

委員会の開催については、由利本荘医師会病院職域代表者会議との併催とし、概ね6月に1回（年2回）の開催とすると共に、必要に応じて随時開催する。また、定期開催分については、身体的拘束適正化管理委員会との共催とする。重大な虐待事例が発生した場合は、24時間以内に臨時委員会を開催し、対象者の安全確保、改善に向けた対応方法等を検討する。その際個人情報是由利本荘医師会病院個人情報保管理規定に則って取り扱い、厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守する。

4) 委員会における検討事項

委員会では、以下の項目について検討を行うとともに必要な取り組み事項を決定する。

- (1) 虐待防止検討委員会その他事業者内の組織に関すること
- (2) 虐待の防止の為の指針の整備・見直しに関すること
- (3) 虐待の防止の為の職員研修の内容および企画・運営に関すること
- (4) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制に関すること

- (5) 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、由利本荘市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事
- (6) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
- (7) 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事
- (8) 虐待事例が発生した場合は、委員会で事例検討を行う事

5) 結果の周知徹底

委員会での検討内容および結果、決定事項等については議事録その他の資料を作成、回覧し、周知徹底を図る。

4. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

これまでの経験の多寡に関係なく当院介護部門の全職員に関して虐待を行う可能性についての内省が必要となる。そのため、全職員を対象とした虐待の防止のための研修会を計画的に実施する。

1) 定期開催

年2回の研修会を実施する。オンライン研修を中心に行い当院介護部門職員が受講する。また、院内研修会が虐待防止の内容である場合は、その出席も1回としてカウントする。

2) 新規採用時

職員の新規採用時には、新人研修の一環として虐待の防止のための研修会を行う。

3) 外部研修への参加

県や市等の「高齢者虐待」や「権利擁護」に関する研修会に職員が参加できるよう勤務の調整を行う。

4) 研修記録

研修実施回ごとに、研修内容、日時、研修受講者について記録し、ファイルに保管する。

5) 研修内容の周知徹底

研修日の開催日・時間帯等について委員会で検討し、参加率の向上に努める。やむを得ない理由により研修会に参加できない職員については、資料やビデオ研修などを利用しレポートを提出することとする。

5. 虐待等を発見した場合の対応方法に関する基本方針

1) 市町村等への通報

虐待を疑う場面に立ち会ったり、虐待と認められる行為等を発見した場合、通報義務が発生する（高齢者虐待防止法第7条第2項）。その場合、24時間以内に臨時の委員会を開催した上で下記に通報する。

なお、被虐待者の心身に深刻な影響や後遺症を生じる可能性の高い虐待事例に遭遇し

た際は、即時、警察あるいは救急車を要請すること。

また、通報者に関しての秘密は守られること。(高齢者虐待防止法第8条、第23条)により、通報の際に氏名を名乗らないことも可能である。

・通報先：由利本荘市 地域包括支援センター

電話：0184-24-6345

FAX：0184-24-6299

2) 施設内での報告および対応

虐待の被害を受けたと思われる高齢者、利用者を発見した場合には、速やかに委員会の構成員に報告する。この際匿名で行えることとし、所定の報告書で報告する。

その際、報告する委員会構成委員は問わない。報告を受けた委員会構成員は委員会委員長に報告する。

報告を受けた委員長は下記の対応もしくは、対応の指示を適時適切に実施する。

- (1) 当該利用者の心身の状況の確認・安全確保
- (2) 由利本荘市地域包括支援センターへの通報の有無の確認および必要と思われる場合の通報
- (3) 家族への報告（第一報）
- (4) 関係職員・当日チームリーダーへの事実確認、関係職員の勤務状況等の確認
- (5) 委員会の臨時開催および原因分析、事後対応、再発防止策の検討および対策の決定
- (6) 事後対応および再発防止策の周知と実行
- (7) 関係者への報告（第二報以降適時）
- (8) 委員会における事後対応および再発防止策の実行状況の確認・評価
- (9) 虐待事例の事例検討会の実施

3) 秋田県および由利本荘市が実施する高齢者虐待に係る調査協力

秋田県および由利本荘市から、高齢者虐待に係る調査依頼等があった場合には、速やかに協力する。

6. 虐待（虐待の疑い）等を発見した場合の相談・報告体制に関する事項

1) 虐待が発生した場合の相談・報告の体制は、本指針5の1) 2) に準じる。

虐待かもしれないと感じた事例を経験した時、虐待してしまったと感じた時には、委員会に虐待についてのインシデント報告を行う必要がある。

2) インシデント・アクシデント報告体制

医療安全報告委員会規則に従う。

7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待等の防止の観点を含め、成年後見制度や、その他の権利擁護事業について、

利用者や家族等への説明を行うとともに、地域包括支援センター、由利本荘市成年後見相談室を適宜紹介する。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等に係る苦情は、介護医療院看護師長が受け付ける。受け付けた苦情の対応については、介護医療院看護師長の他に職員の同席を原則とする。苦情内容は委員会へ報告し、苦情対応が複数回になる場合は、委員会で対策を検討する。

9. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、利用者、家族、後見人、当施設に來所した方および当施設職員並びにその他の関係者がいつも閲覧できるように、施設内に掲示するとともに、由利本荘医師会病院のホームページに掲載する。

10. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

1) 本指針を踏まえ、日常業務における虐待等の防止に努める。

2) 当施設における虐待防止検討委員会の配置

当施設においての虐待防止担当者は虐待防止検討委員会構成員とする。

3) 他機関との連携

秋田県、由利本荘市、他施設・他事業者との連携の機会および、その他の機関が開催する研修会や情報交換等をする場には積極的に参加し、利用者の権利擁護に関わる研鑽を常に図ることとする。

11. 本指針の改廃

本指針の改廃の要否および改定する場合の改定作業は、委員会により実施する。

12. 附則

この指針は、令和5年4月1日より施行。

令和5年10月25日改定。

令和6年4月1日改定。